

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、○年○月、Aに非常勤講師として雇用され、B中学校に勤務し、○年○月○日から○年○月○日までC小学校に講師として勤務していた。
- 2 請求人によると、C小学校に勤務していた際に、当時の同校の用務員Dから度重なる叱責を受け、不眠や不安等の症状を自覚したという。請求人は、E医療機関を受診し、「うつ状態」と診断された。
- 3 本件は、請求人が精神障害の発病は業務上の事由によるものであるとして、療養補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の病名と発病時期については、決定書(略)理由に説示する
とおり、○年○月頃、ICD-10診断ガイドラインの「F43.21 適応障
害(遷延性抑うつ反応)」(以下「本件疾病」という。)を発病したものと判断
する。

(2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書(略)理由に記載の「心理的負荷
による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発12
26号第1号。以下「認定基準」という。)のとおりである。

(3) 請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷
をもたらす出来事として、請求人は、①生徒用トイレ清掃時にトイレ用スリッ
パのペアが揃っていなかったこと、②職員用トイレが汚れていたこと、③給食
配膳用の白衣入れがなくなった際に請求人がそれに気づかなかったこと、④夏
休み中、教室で教員採用試験の勉強をし、職員室にいなかったことなどについ
て、Dから度重なる叱責を受け、これらがパワーハラスメントに該当すると主
張していることから、以下検討する。

ア 請求人は、○年○月、生徒用トイレの清掃時、事前にトイレ用スリッパに
関するルールを知らされていなかった中で、スリッパのペアが揃っていなか
ったことをDから叱責されたと主張する。

この点、Dは、要旨、「上記の出来事を全く覚えていないが、C小学校の新
任の講師に対しては、請求人と同様に接してきた。」と述べている。

また、Fは、要旨、「Dは口調が厳しく、気になる点があると何でも口に出
して意見する性格ではあるが、請求人との関係については、険悪な関係とい
うものではなかった。」と述べている。Gは、要旨、「Dが請求人に何かを教
える際、親が子供を叱るような言い方をしており、請求人がDに言い返すよ
うなことはなかった。」と述べている。

そうすると、この出来事は、Dが、新任の講師で清掃担当である請求人に対してトイレ用スリッパに関するルールを教えようとしたものであり、その際のDの口調は厳しいものであったとしても、先輩職員が新任職員に対して行う通常の注意にすぎなかったと解するのが相当である。したがって、同出来事は、認定基準別表1の具体的出来事の「同僚とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみて評価すると、周囲からも客観的に認識されるような対立がDと請求人の間で生じた事実は認められないことから、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

イ 請求人は、○年○月、Dから、職員用トイレが汚れていると叱責されたと主張する。

この点、Dは、要旨、「請求人がトイレを使用した後に、ひどく汚れていることがあったことから、Fに相談して請求人に注意してもらったが、自らは請求人を叱責した覚えはない。」と述べている。

また、Fは、この出来事についての言及はないものの、Dについて、要旨、「先生なのだからしっかりしてほしいという思いから、請求人のミス等に対して注意することが多かったのではないか。」と述べている。

そうすると、この出来事は、DがFを介して請求人に注意をしたものとみるのが相当であり、認定基準別表1の具体的出来事の「同僚とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみて評価すると、客観的にトラブルと捉えられるような事実は認められないことから、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

ウ 請求人は、○年○月、生徒の給食の配膳用の白衣入れがなくなった際に、それをHが探索し、発見したという出来事に気づかず、Dから叱責されたと主張する。

この点、Dは、要旨、「請求人が白衣を探していなかったので、請求人にHと一緒に探すべき旨を伝え、また、Hにお礼をした方がいいと言ったところ、請求人は素直に聞いて、わかりましたと言った。」と述べている。

また、Fは、この出来事についての言及はないものの、要旨、「請求人は、その場に応じた言動がとれないことがあり、Dがそれを見て注意することがあった。」と述べている。

そうすると、この出来事は、Dが請求人に対して、Hにお礼を言うべきであること等について進言したものにすぎず、認定基準別表1の具体的出来事の「同僚とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみて評価すると、周囲からも客観的に認識されるような対立がDと請求人の間で生じた事実は認められないことから、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

エ 請求人は、○年○月の夏休み中、教員採用試験直前であったので、IとFの許可を得て教室で勉強をしていたところ、職員室にいなかったことから、Dに「どこへ行っていたの。」等と叱責されたと主張している。この点、Dは、要旨、「請求人が許可を得て教室で自学自習をしていたことを知らなかったため、職員室にいなかった請求人に対して上記のような発言をしたものであり、叱責したつもりはない。」と述べている。

そうすると、この出来事は、Dが、職員室にいなかった請求人に対してどこで何をしていたのかを確認したものにすぎず、認定基準別表1の具体的出来事の「同僚とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみて評価すると、客観的にトラブルと捉えられるような事実は認められないことから、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

(4) 請求人は、○年○月○日、B中学校からC小学校に配置転換されたことが認められる。

この出来事は、認定基準別表1の具体的出来事の「配置転換があった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当てはめて評価すると、決定書(略)理由に説示するとおり、異動前のB中学校においても非常勤講師としての業務を経験しており、過去に経験した業務と全く質の異なる業務に従事することとなったとは認められず、さらに、非常勤講師として特に不合理な異動とも認められないことから、心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

(5) 以上のとおり、請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間における出来事は、心理的負荷の総合評価が「弱」となる出来事が5つであり、請求人の業務による心理的負荷の全体評価は「弱」と判断することが妥当であり、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

(6) このほか、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を

左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないことから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。